

滋賀県空手道連盟 規約・規程・細則

滋賀県空手道連盟
(令和4年4月改正)

1. 滋賀県空手道連盟 規約
2. 滋賀県空手道連盟 役員選出細則
3. 滋賀県空手道連盟 加盟細則
4. 滋賀県空手道連盟 専門委員会細則
5. 滋賀県空手道連盟 段位審査規程
6. 滋賀県空手道連盟 公認審判員規程
7. 滋賀県空手道連盟 選手選考規程
8. 滋賀県空手道連盟 表彰細則
9. 滋賀県空手道連盟 慶弔規程

滋賀県空手道連盟 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を事務局長宅におく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、(財)全日本空手道連盟の構成団体として、健全な空手道の普及発展、並びに郡市連盟及び加盟団体さらに会員相互の心身の修行と親睦・融和を図り、併せて県民体育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 空手道の普及奨励
2. 空手道の技術向上
3. 空手道に関する調査、研究
4. 段位審査並びに指導員、審判員の養成及び資格認定
5. 競技会および講習会の開催
6. (財)全日本空手道連盟並びにその構成団体の主催する行事への積極的参加及び協力
7. 郡市連盟の統括と相互の連絡融和
8. 郡市関係諸団体への協力及び体育関係団体への提携
9. その他目的達成のために必要な事業

第3章 構成

(会員)

- 第5条 本連盟は、滋賀県内に所在する加盟団体、又は滋賀県内に在住若しくは勤務する会員で、第3条の目的に賛同したものをもって組織する。
2. 本連盟に加盟しようとする団体は、別に定める加盟申請書並びに空手道経歴書を郡市連盟に提出し、郡市連盟の承認を経て本連盟に提出しなければならない。
 3. 前項の申請があった時は、理事長は理事会を招集、審議し、その結果を申請団体に通知しなければならない。
 4. 本連盟を脱退しようとする団体は、その理由を明記した届を提出し、常任理事会の承認を経て認めるものとする。
 5. 本連盟の加盟団体に次の各号の一に該当する事由が発生した時は、本連盟を脱退したものとみなす。
 - ① 第5条1の資格条件に欠けたとき。
 - ② 道場を閉鎖し、活動を停止した時。
 - ③ 解散した時。
 6. 前項4、5により脱退した団体は、本連盟の財産に関する権利を失うものとする。
 7. 加盟金および年会費については別途定める。

第4章 役員

(役員)

- 第6条 本連盟に次の役員をおくことができる。
1. 会長 1名
 2. 副会長 若干名
 3. 理事長 1名
 4. 副理事長 若干名
 5. 常任理事 別途定める
 6. 理事 別途定める
 7. 監事 2名
 8. 評議員 別途定める
 9. 事務局長 1名
 10. 事務局次長 若干名

(選任)

- 第 7 条 会長及び副会長は、理事会において推薦し、総会の承認により選任する。
2. 理事長及び副理事長は、理事会において推薦し、総会の承認により選任する。
 3. 常任理事は、会長指名とし、総会の承認により選任する。細則を別途定める。
 4. 理事は、郡市連盟及び競技団体並びに専門委員会より選出し届出る。細則を別途定める。
 5. 監事は、理事会において評議員の中より推薦し、総会の承認により選任する。
 6. 評議員は、郡市連盟及び競技団体より選出し届出る。細則を別途定める。
 7. 事務局長は、理事会において推薦し、総会の承認により選任する。
 8. 事務局次長は事務局長が推薦し、総会の承認により選任する。

(任期)

- 第 8 条 役員任期は、2 年とするが再任は妨げない。但し、理事長の連続 3 期以上の再任を原則として認めないものとする。
2. 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期とする。
 3. 役員は、その任期が満了した後において、後任が就任するまでその職務を行うものとする。
 4. 役員は、その任期中であっても、本連盟の役員として相応しくない行為のあった時、または特別の事情のある場合には、総会の決議によりこれらを解任する事ができる。
 5. 役員は、満 25 歳以上 70 歳までとし、定年は 70 歳に達した時の年度末 (3 月 31 日) とする。但し、会長並びに第 10 条の名誉役員についてはこの限りではない。

(職務)

- 第 9 条 会長は、本連盟を代表し、業務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時、または会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名した順序によりその職務を代行する。
 3. 理事長は、会長及び副会長を補佐し、総会の決議に基づき業務を統括執行する。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故のある時、または理事長が欠けた時は、あらかじめ理事長が指名した順序によりその職務を代行する。
5. 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本連盟の平常業務を掌握し、執行する。
6. 理事は、本連盟の業務を合議決定し、その執行にあたる。
7. 評議員は、本連盟の業務の執行にあたる。
8. 監事は、毎年1回又は必要に応じ臨時に本連盟の会計並びに業務執行状況を監査し、第11条に定める会議に報告し意見を述べる。
9. 事務局長は、本連盟の事務全般を処理する。
10. 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のある時、または事務局長が欠けた時は、その職務を代行する。事務局次長の内1名は、会計担当とする。

第5章 顧問、相談役及び参与

(名誉役員)

第10条 本連盟に、顧問、相談役及び参与の役員をおくことができる。

2. 第1項の役員は、総会の推薦により会長が委嘱する。
3. 第1項の役員は、会長並びに理事長または総会より意見を求められた場合は、本連盟のために助言並びに援助する事ができる。

第6章 機関および会議

(機関)

第11条 本連盟に、次の機関をおく。

1. 総会
2. 常任理事会
3. 理事会

(総会)

第12条 総会は、本連盟の最高の意思決定機関であって、第6条1～10及び第10条の役員をもって構成する。

2. 総会は、年1回会長がこれを招集する。但し、会長が必要と認めた時、または役員総数の3分の1以上から請求のあった時は、会長は、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会の議長は、会長とする。
4. 総会は、次に掲げる事項について審議、決議決定する。
 - ① 毎年度の事業計画および予算の決定
 - ② 毎年度の事業報告および決算の承認
 - ③ 規約、組織の改廃に関する事。
 - ④ その他特に重要な事項。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、第6条3、4、5、9の役員をもって構成する。

2. 常任理事会の議長は、理事長とする。
3. 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集する。
4. 常任理事会は、第11条1、3に提出する議案を審議する。また、議案によっては決議する事が出来る。

(理事会)

第14条 理事会は、本連盟の執行機関であって、第6条3、4、5、6、9の役員をもって構成する。

2. 理事会の議長は、理事長とする。
3. 理事会は、必要に応じて理事長が招集する。但し、理事総数の3分の1以上から請求のあった時は、理事長は、20日以内に理事会を招集しなければならない。

(会議)

- 第 15 条 第 11 条に定める機関の会議は、それぞれの構成員の過半数の出席を持って成立するものとし、その議事は出席者の過半数をもってこれを決する。但し、決議において可否同数の場合のみ、議長の議決権を認めるものとし、これを決する。
2. 委任による議決権の行使を認めるものとする。
 3. 会議の議事の経過、要項および結果その他必要事項を記載作成し、議事録署名人に署名押印の上、保存するものとする。
 4. 第 11 条に定める会議において、議長が必要と認めた時は、関係する人物の出席を求め意見を聞く事ができるものとする。
 5. 第 11 条に定める会議の開催通知は、開催日の 14 日以前に通知しなければならないものとする。

第 7 章 専門委員会

(専門委員会)

- 第 16 条 本連盟に、事業を遂行するために必要のある時は、理事会の決議により各種の専門委員会を設置することができる。
2. 専門委員会の名称、目的および委員の定数は、理事会が定める。
 3. 専門委員会の委員長並びに副委員長は役員の中より常任理事会において推薦し、理事会において承認し、理事長が委嘱する。
 4. 専門委員会の委員は、理事会において推薦・承認し、理事長が委嘱する。
 5. 専門委員会の事務長は、委員会において互選する。
 6. 専門委員会の運営については、細則をもって定める。
 7. 専門委員会の委員の任期は 2 年とし、第 8 条の規定を準用する。

第 8 章 会 計

(経費の支弁)

- 第 17 条 本連盟の経費は、会費・分担金・寄付金・加入金その他の収入をもって賄う。
2. 郡市連盟は、年会費・分担金を納入するものとし、その額は理事会において定める。

(会計年度)

第 18 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わるものとする。

第 9 章 雑 則

(表彰)

第 19 条 本連盟に対し、著しい功勞のあった団体ならびに個人は、理事会の決議を経て別途定めるところにより、これを表彰する事ができる。

(除名・資格停止)

第 20 条 本連盟の加盟団体ならびに個人であつて、本連盟の規約に違反し、統制を乱し、または本連盟の名誉を著しく毀損したものは、総会の決議を経て、除名・資格停止等の処分をすることができる。

(解散)

第 21 条 本連盟を解散しようとする時は、総会において役員総数の 3 分の 2 以上の決議により発議し、総会出席者の 3 分の 2 以上の決議を必要とする。
2. 解散時の残余財産処分については、理事会において定める。

(規約改正)

第 22 条 この規約は、理事会総数の 3 分の 1 以上の決議により発議し、総会総数の 3 分の 2 以上の決議により改正する事が出来る。

昭和 43 年 4 月 1 日施行
平成 17 年 4 月 10 日改正
平成 21 年 7 月 5 日改正
平成 26 年 4 月 6 日改正

滋賀県空手道連盟 役員選任細則

この細則は、滋賀県空手道連盟規約（以下、本連盟規約という）第 7 条 3.4.6 に規定する常任理事及び理事並びに評議員の選任について、細則を以下のように定める。

1. 常任理事の定数については、以下の通りとする。

理事長・副理事長・事務局長

競技委員長・審判委員長・段位委員長

強化委員長・指導委員長・普及委員長・倫理委員長

全国高等学校体育連盟空手道部

ブロック代表者

各 1 名 (3 名)

1 ブロック選出理事（湖西・湖北・湖東）

（高島市、伊香郡、米原市、犬上郡、長浜市、彦根市、蒲生郡
近江八幡市、東近江市、甲賀市）

2 ブロック選出理事（湖南）

（草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、

3 ブロック選出理事（大津市）

1) 役職を重複する場合でも 1 名とする。

3. 理事の定数については、以下の通りとする。

各都市連盟において、総加盟団体に対し 2 分の 1 を乗じた数を、各都市連盟の理事定数とする。尚、小数点以下については、切り上げとする。但し、各都市連盟において、総加盟団体が 4 以下の場合は、理事 2 名を選出できるものとする。各専門員会から理事 1 名を選出できるものとする。

4. 前項の選出については、都市連盟及び競技団体並びに専門委員会より選出し届出るものとする。

5. 評議員の定数については、以下の通りとする。

各都市連盟とも、3 名以内とする。

6. 前項の選出については、都市連盟より選出し届出るものとする。

7. 特別理事並びに特別評議員の定数については、以下の通りとする。

昭和 57 年に定めた特別理事並びに特別評議員制度において、選任された特別理事 4 名、については、本連盟規約第 4 章第 8 条 5 の規定を準用するものとし、補欠並びに増員はしないものとする。

8. 本連盟の常任理事並びに理事及び評議員の会費は、以下の通りとする。

ただし、専門委員会からの推薦理事については適用しない。

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 常任理事 | 25,000 円／年 | 特別理事 | 25,000 円／年 |
| 理事 | 25,000 円／年 | 副会長 | 30,000 円／年 |
| 評議員 | 5,000 円／年 | 都市連盟 | 5,000 円／年 |

9. 会費は年度の4月1日から6月末日までに納金するものとする。期限内に納金されない場合は、事務局から猶予付通知をする。それでも納金されない場合は、第20条を適用し、懲罰の対象とする。

付則 1. この細則は、平成17年4月10日より実施する。

2. この細則の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成21年7月5日改正

平成22年12月26日改正

平成23年4月10日改正

平成26年4月6日改正

滋賀県空手道連盟 加盟細則

この細則は、滋賀県空手道連盟規約第 5 条 2 に規定する加盟について、細則を以下のように定める。

1. 本連盟に加盟を希望する団体は、所定の加盟申請書並びに団体責任者空手道経歴書に必要事項を記入の上、郡市連盟への加盟承認を経て本連盟に提出しなければならない。
2. 前項の申し込みがあった時は、理事長は理事会を開催し、審議するものとする。
3. 本連盟に加盟を希望する団体は次の条件を満たしていなければならない。
 - ① 加盟申請団体責任者は、(財)全日本空手道連盟公認参段以上の段位取得者であり、満 25 歳以上の者とする。
 - ② 加盟申請団体の構成員は 5 名以上とする。
 - ③ 郡市連盟からの加盟承認を経て来たもので活動実績のある団体。
4. 新規加盟団体の場合は、申請日より最低 1 年間の活動実績を必要とする。
新規加盟団体とは、滋賀県に於いて加盟実績が無く初めて加盟申請を行う団体で理事会に於いて過半数の賛同が必要となる。(滋賀県内に於いて加盟実績、活動実績があり、3 項に該当する者はこの限りではないが、過半数の賛同が必要となる。)
5. 理事長は、理事会における審議結果を直ちに申請団体に通知しなければならない。
6. 加盟金は金 5 万円とし、加盟承認通知日より 1 ヶ月以内に本連盟事務局に納入しなければならない。遅延した場合は、加盟承認を取消す場合がある。尚、当該郡市連盟に対して手数料として本連盟より金 2 万円を支給する。
既に加盟をしている団体の支部団体の加盟金は、金 2 万円とし、当該郡市連盟に対して手数料として本連盟より金 1 万円を支給する。
(新規加盟とは 4 項の団体及び既存団体から独立した団体も加盟金 5 万円を納入しなければならない。)
7. 加盟した団体は、常に会員名簿を整備し、必要のある時は本連盟事務局に提出しなければならない。
8. 前項 1.7.8 は、加盟申請書を受理した郡市連盟において実務をし、本連盟理事会で報告しなければならない。

付則 1. この細則は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

2. この細則の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 22 年 12 月 26 日改正

滋賀県空手道連盟 専門委員会細則

この細則は、滋賀県空手道連盟規約第7章第16条に規定する専門委員会（以下、委員会という）について、細則を以下のように定める。

1. 本連盟に次の委員会をおく。
 - ① 競技委員会
 - ② 普及委員会
 - ③ 選手強化委員会
 - ④ 審判委員会
 - ⑤ 段位委員会
 - ⑥ 指導委員会
 - ⑦ 倫理委員長
 - ⑧ 第79回国民スポーツ大会開催準備委員会
2. 委員会には、委員長1名、副委員長若干名、委員数名をおく。選手強化委員会には、コーチ若干名をおくことができる。
3. 委員長並びに副委員長は、本連盟役員の中より常任理事会において推薦し、理事会において承認し理事長が委嘱する。
4. 委員及び選手強化コーチは、理事会において推薦・承認し理事長が委嘱する。
5. 委員会事務長は、委員会において互選する。
6. 委員長、副委員長、委員、コーチの任期は、本連盟規約第4章第8条を準用する。
7. 委員会の運営は、委員長が統括管理し、職務遂行する。
8. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるいは委員長が欠けた場合はその職務を代行する。
9. 委員会の職務は、以下通りとする。
 - ① 競技委員会
 - I. 大会の企画運営。
 - II. 大会役員、係員の構成。
 - III. 大会準備、役員係員の招集、選手の把握、その他大会運営に関する一切の職務。
 - ② 普及委員会
 - I. 新聞社、雑誌、報道関係の広告及び機関誌発行の企画。
 - II. 全空連会員登録に関する職務
 - III. その他普及活動に関する一切の職務。
 - ③ 選手強化委員会
 - I. 強化選手の育成。
 - II. 各種競技大会及び講習会並びに県外強化練習会等への選手派遣。

- ④ 審判委員会
 - I. 審判講習会並びに審査会の実施。
 - II. 審判員の養成と把握。
 - III. 各種大会への審判員の派遣。
 - i. 派遣審判員は、審判委員会の主催する審判講習会の受講者でなければならない。但し、全日本空手道連盟主催並びに近畿地区協議会主催の審判講習会受講者の中から、審判委員会が選考する事ができる。
 - IV. 審判講習会への講師要請、委嘱。
 - V. その他審判活動に関する一切の職務。
- ⑤ 段位委員会
 - I. 公認段位審査会の開催並びに審査員の委嘱。
 - II. 段位・称号の資料調査。
 - III. 資格審査員の選出。
- ⑥ 指導委員会
 - I. 空手道のあらゆる技術に関する研究、調査、講演、講習会の開催。
- ⑦ 倫理委員会
 - I. 諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案に関する通報もしくは相談窓口となり適正な対応をする
- ⑧ 第 79 回国民スポーツ大会開催準備委員会
 - I. 第 79 回国民スポーツ大会を滋賀県において開催するため必要な準備を行う。

- 付則
- 1. この細則は、平成 17 年 4 月 10 日より実施する。
 - 2. この細則の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

令和 4 年 4 月 3 日改正

滋賀県空手道連盟 段位審査規程

第1章 総則

第1条 この規程（以下、本規程という）は、（財）全日本空手道連盟（以下、全空連という）中央技術委員会規程第2章第4条並びに滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）規約第2章第四条4に定める段位審査に関する規程を以下のよう
に定める。

第2章 目的

第2条 本規程は、全空連公認段位の厳正統一を計り、その權威の確立と技術の向上に資する事を目的とする。

第3章 審査段位

第3条 審査段位は、少年初段から弐段及び初段から参段とする。

第4章 受審資格

第4条 全空連公認段位審査を受審しようとする者は、全空連の会員登録者であり、別表（1）に掲げる要件を満たす者でなければならない。

2 何人も初段から受審しなければならない。

第5章 受審手続き

第5条 段位審査を受審しようとする者は、所定申請用紙に空手道経歴等必要事項を記入の上、受審料を添えて所属する郡市連盟事務局を通じて本連盟段位委員会に申請しなければならない。

2 申請内容で経歴を詐称した場合、ならびに記入漏れ及び捺印漏れのあった場合は、申請が無効になる時がある。

3 受審者は、現在の段級位を証明できる認許状の写しを申請用紙に添えて提出し

なければならない。

第6章 段位審査会

第6条 段位審査会は、原則として年2回とする。

第7条 審査員の構成は、全空連3級資格審査員以上5名以上7名以内で組織し、内1名を審査長として互選し審査を行う。

第8条 審査方法は、形と組手により行う。また、学科並びに口述試問を課す事がある。

2 審査内容は、初段は指定形1つと自由組手1回を行う。2段、3段は、形（指定形、得意形）2つと自由組手2回を行う。

なお、受審者に配慮すべき理由があると認められる場合は、自由組手に替えて約束組手を行うことができる。

少年段位も一般段位の審査要領に準ずる。

第9条 合否判定会議は、受審者の心技、修行状況なども勘案して合否を決定する。

第10条 審査長は、合否判定会議において決定した結果を速やかに本連盟段位委員会に報告しなければならない。

第7章 登録手続き

第11条 段位審査に合格した者は、登録料並びに事務手数料を添えて登録手続きをしなければならない。

2 登録手続きを受けた段位委員会は、速やかに全空連に対して登録手続きを行ななければならない。

3. 段位審査に合格した者は、登録手続きを3週間以内にしなければならない。手続きをしない場合は、審査の決定を取消すものとする。

4. 少年段位保持者は、所定の年齢に達した時、成年段位の同段位に移行する事が出来る。この場合、実技審査は免除とし、現段位を証明できる認許状の写しを申請用紙に添えて提出しなければならない。段位移行審査受審料並びに登録料は、別表(2)に定める。

第8章 その他

第12条 公認段位を保持しなければ、各種技術資格を取得できないものとする。

第13条 本規程による段位審査料及び登録料は別表(2)に定める。

第14条 本規程に関する事務手続きは、本連盟段位委員会にて執り行う。

第15条 本規程は、理事会の3分の2以上の出席により発議し、出席者の3分の2以上の決議により改正する事が出来る。

- 付則 1. 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。
 2. 本規程の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 21 年 7 月 5 日改正

平成 24 年 4 月 8 日改正

平成 25 年 4 月 7 日改正

別表（1）受審基準

| 受審段位 | 経験年数 | 年齢 |
|------|-----------|--------------|
| 少年初段 | 少年 1 級取得者 | 8 歳～満 15 歳未満 |
| 少年弐段 | 少年初段取得者 | 8 歳～満 15 歳未満 |
| 初 段 | 1 級 取 得 者 | 満 15 歳以上 |
| 弐 段 | 初 段 取 得 | 満 16 歳以上 |
| 参 段 | 弐 段 取 得 者 | 満 18 歳以上 |

別表（2）審査料・登録料・事務手数料

| 一般段位移行登録料 | 初段 10,000 円 | 二段 11,000 円 | |
|-----------|-------------|-------------|----------|
| | 審査料 | 登録料 | 合計 |
| 少年初段 | 6,000 円 | 8,000 円 | 14,000 円 |
| 少年弐段 | 7,000 円 | 9,000 円 | 16,000 円 |
| 初 段 | 6,000 円 | 10,000 円 | 16,000 円 |
| 弐 段 | 7,000 円 | 11,000 円 | 18,000 円 |
| 参 段 | 8,000 円 | 12,000 円 | 20,000 円 |

※ 8～満 15 歳未満又は義務教育を修了していない者。

※ 満 15 歳以上かつ義務教育を修了した者。

滋賀県空手道連盟公認組手審判員規程

第 1 条 この規程（以下、本規程という）は、滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）規約第二章第四条 4 に定める本連盟公認組手審判員（以下、審判員という）に関する規程を以下のように定める。

第 2 条 本規程は、審判員制度の厳正統一を計り、その權威の確立と技術の向上に資する事を目的とする。

第 3 条 組手審判員審査を受審しようとする者は、全空連の会員登録者であり、別に定める要件を満たす者でなければならない。

第 4 条 組手審判員審査を受審しようとする者は、所定の申請用紙に空手道経歴等必要事項を記入の上、別表（4）に定める受審料を添えて所属する郡市連盟事務局を通じて本連盟審判委員会（以下、審判委員会という）に提出しなければならない。

2. 申請内容で経歴を詐称した場合、並びに記入漏れ及び捺印漏れがあった場合は、申請が無効になる時がある。

第 5 条 組手審判員審査会は、毎年 1 回以上実施する事を原則とし、その日程等については審判委員会において取り決め、郡市連盟を通じて通知する。

2. 審査員の構成は、全空連 3 級資格審査員 3 名以上の者で組織し、審判委員会の委嘱により決定する。

第 6 条 審査内容は、実技審査並びに学科審査とする。また、口述試問を課すことがある。

第 7 条 組手審判員の任期は 3 年とし、更新は妨げない。但し、その任期中にあつて、審判委員会が実施する講習会を受講し、別表（4）に定める受講料並びに更新料を納めなければ失効するものとする。尚、全空連地区審判員以上の有資格者は、受講料のみ納めるものとする。

第 8 条 組手審判員審査に合格した者は、別表（4）に定める登録料を納めなければならない。

第 9 条 本連盟の主催する大会及び派遣審判員は、その年度に審判委員会が主催する審判講習会を受講した者の中から、審判委員会が委嘱する。但し、審判員会の判断により、全空連の主催する審判講習会受講者の中から委嘱する事が出来るものとする。

第 10 条 本規程に定めのない事項については、全空連の審判に関する規程に従うものとする。

第 11 条 本規程に関する事務手続きは、審判委員会にて執り行う。

第 12 条 本規程は、理事会の 3 分の 1 以上の出席により発議し、出席者の 3 分の 2 以上の決議により改正する事が出来る。

- 付則 1. 本規程は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。
2. 本規程の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 22 年 12 月 26 日 改正

【滋賀県空手道連盟公認組手審判員基準】

満 25 歳以上

空手道暦 7 年以上

全空連公認式段取得者以上

【別表 4】

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 新規受審料 | 5,000 円 | 更新受講料 | 3,000 円 |
| 新規登録料 | 5,000 円 | 更新登録料 | 5,000 円 |
| 合 計 | 10,000 円 | 合 計 | 8,000 円 |

滋賀県空手道連盟公認形審判員規程

第1条 この規程（以下、本規程という）は、滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）規約第二章第四条4に定める本連盟公認形審判員（以下、審判員という）に関する規程を以下のように定める。

第2条 本規程は、審判員制度の厳正統一を計り、その權威の確立と技術の向上に資する事を目的とする。

第3条 形審判員審査を受審しようとする者は、全空連の会員登録者であり、別に定める要件を満たす者でなければならない。

第4条 形審判員審査を受審しようとする者は、所定の申請用紙に空手道経歴等必要事項を記入の上、別表（4）に定める受審料を添えて所属する郡市連盟事務局を通じて本連盟審判委員会（以下、審判委員会という）に提出しなければならない。

2. 申請内容で経歴を詐称した場合、並びに記入漏れ及び捺印漏れがあった場合は、申請が無効になる時がある。

第5条 形審判員審査会は、毎年1回以上実施する事を原則とし、その日程等については審判委員会において取り決め、郡市連盟を通じて通知する。

2. 審査員の構成は、全空連3級資格審査員3名以上の者で組織し、審判委員会の委嘱により決定する。

第6条 審査内容は、実技審査並びに学科審査とする。また、口述試問を課すことがある。

第7条 形審判員の任期は3年とし、更新は妨げない。但し、その任期中にあつて、審判委員会が実施する講習会を受講し、別表（5）に定める受講料並びに更新料を納めなければ失効するものとする。尚、全空連地区審判員以上の有資格者は、受講料のみ納めるものとする。

第8条 形審判員審査に合格した者は、別表（5）に定める登録料を納めなければならない。

第9条 本連盟の主催する大会及び派遣審判員は、その年度に審判委員会が主催する審判講習会を受講した者の中から、審判委員会が委嘱する。但し、審判委員会の判断により、全空連の主催する審判講習会受講者の中から委嘱する事が出来るものとする。

第10条 本規程に定めのない事項については、全空連の審判に関する規程に従うものとする。

第11条 本規程に関する事務手続きは、審判委員会にて執り行う。

第12条 本規程は、理事会の3分の1以上の出席により発議し、出席者の3分の2以上の決議により改正する事が出来る。

付則 1. 本規程は、平成17年4月1日より実施する。

2. 本規程の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 22 年 12 月 26 日 改正

【滋賀県空手道連盟公認形審判員基準】

満 30 歳以上

空手道暦 7 年以上

全空連公認三段取得者以上

【別表 5】

| | | | |
|-------|----------|-------|---------|
| 新規受審料 | 5,000 円 | 更新受講料 | 3,000 円 |
| 新規登録料 | 5,000 円 | 更新登録料 | 5,000 円 |
| 合 計 | 10,000 円 | 合 計 | 8,000 円 |

滋賀県空手道連盟 選手選考規程

第1条 この規程（以下、本規程という）は、全日本空手道連盟（以下全空連という）並びに全空連近畿地区協議会が主催する大会へ、滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）代表として派遣する選手の、選考基準を以下のように定める。

第2条 本規程は、厳格且つ公正に選手選考を行う事を目的とする。

第3条 本規程は、次の大会に適用するものとする。

1. 近畿空手道選手権大会
2. 全日本少年少女空手道選手権大会
3. 全国中学生空手道選手権大会
4. 国民体育大会 空手道競技
5. 全日本空手道選手権大会
6. マスターズ・はまなす杯

第4条 前条に規定する各々の大会の選考基準は、次の通りとする。

1. 近畿空手道選手権大会
その年度の滋賀県空手道選手権大会上位入賞者及び選手強化委員会の特別推薦者により選考会を行い、常任理事会の承認により決定する。
2. 全日本少年少女空手道選手権大会
その年度の滋賀県少年少女空手道選手権大会上位入賞者の中から、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する。
3. 全国中学生空手道選手権大会
その年度の滋賀県空手道選手権大会上位入賞者の中から、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する。
4. 国民体育大会 空手道競技
 - A. その年度の滋賀県空手道選手権大会及び県民体育大会において両大会ともその種目の1位の者は、代表選手の資格を得る事とし、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する
 - B. 前記両大会において、その種目の1位と2位が入れ替わった場合は、両者よって選考会を行い、1名を選考し、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する。

C. 前記 A・B 以外の場合は、A 記載の両大会上位 3 名により選考会を行い、その種目 1 名を選考し、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する。

5. 全日本空手道選手権大会
選手強化委員会より推薦された者により選考会を行い、常任理事会の承認により決定する。
6. マスターズ・はまなす杯
選考会を行い、常任理事会の承認により決定する。
尚、定数に満たない場合は、その限りではない。

第 5 条 本連盟強化選手に選考された者は、選手強化委員会が主催する強化練習会に参加しなければならない。参加できない場合は、所属道場長の理由書を提出した後、選手強化委員長が妥当と認めた場合のみ、国民体育大会選手に推薦される。

第 6 条 滋賀県空手道選手権大会及び県民体育大会の開催日と重なる重要な大会等に出場した者で、選手強化委員会の推薦があり、常任理事会において認められた者は、選考会出場を認めるものとする。但し、重要な大会等とは、常任理事会が承認したもののみとする。

第 7 条 第 3 条に規定する大会の出場選手最終選考は、選手強化委員会が推薦し、常任理事会の承認により決定する。

- 付則
1. 本規程は、平成 17 年 4 月 10 日より実施する。
 2. 本規程の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 22 年 12 月 26 日 改正

滋賀県空手道連盟 表彰細則

この細則は、滋賀県空手道連盟規約第 18 条に規定する表彰について、細則を以下のよう定める。

1. 本連盟に所属する団体及び個人が、本連盟規約に定める目的・事業に多大な功労・貢献したる場合に、その巧を表彰する基準を設ける事を目的とする。
2. 表彰は、前年度の成績を基準に理事長が提案し、理事会の決議を経て会長がこれを行う。
3. 表彰の審議の対象となる大会及び成績は以下に通りとする。

| | |
|---------------------------|-------|
| ※ WKF 主催の世界大会又はこれに準じる国際大会 | 3 位以内 |
| ※ アジア大会又はこれに準じる国際大会 | 3 位以内 |
| ※ 全日本選手権大会及び国民体育大会 | 3 位以内 |
| ※ 全日本少年少女空手道選手権大会 | 3 位以内 |
| ※ 全国中学生空手道選手権大会 | 3 位以内 |
| ※ マスターズ及びはまなす杯 | 3 位以内 |
4. 表彰は、年 1 回、滋賀県空手道選手権大会に行う。
5. 第 3 項の成績に著しく貢献した団体及び個人は、第 2 項の決議を経てこれを表彰することができる。
6. 本連盟の目的・事業を遂行するにあたり、著しく貢献があり、本連盟の発展のために功績があった団体及び個人についても、第 2 項の決議を経てこれを表彰することができる。

- 付則
1. この細則は、平成 17 年 4 月 10 日より実施する。
 2. この細則の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

平成 22 年 12 月 26 日 改正

滋賀県空手道連盟 慶弔規程

- 第1条 滋賀県空手道連盟慶弔規定（以下、本規程という）は、滋賀県空手道連盟（以下、本連盟という）の加盟団体及び役員（名誉役員を含む）に適用する。
- 第2条 役員の名刺については、金1万円を祝電と共に贈る。
- 第3条 本連盟が後援する大会、記念式典などについては祝電を贈る。
- 第4条 弔慰金等は、次の通り贈呈する。
- | | |
|--------------------|--------------|
| 1. 本人死亡 | 香典1万円・楮2対・弔電 |
| 2. 家族死亡 | |
| イ、 実養父母 | 香典1万円・楮2対・弔電 |
| ロ、 配偶者 | 香典1万円・楮2対・弔電 |
| ハ、 祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母 | 支給なし |
| ニ、 子女 | 支給なし |
- 第5条 本規程適用の届出は、本連盟役員より事務局長に連絡し、事務局長は、理事長の決裁を得て支給する。
- 第6条 慶弔慰金は会長名義、楮は会長・理事長名義で各1対、電報は会長・理事長の連名をもって贈る。
- 第7条 本規程は、(財)全日本空手道連盟近畿地区協議会常任幹事以上の役員に対する慶弔慰についても、これを準用する。
- 付則 1. 本規程は、平成17年4月10日より実施する。
2. 本規程の改廃は、総会出席数の過半数の議決による。

